公示送達

審査請求人　東京都新宿区左門町14番地62―1503
大和司法書士法人

上記の者に送達すべき平成22年５月28日受付審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目１番１号法務省民事局内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成 23 年２月 16 日　法務大臣　江田　五月

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を却下する。

裁決年月日　平成23年１月26日

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年２年 16 日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

１　処分をした年月日　平成23年２月２日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社渡辺組　代表取締役　渡辺　紘起　鹿児島県鹿児島市武２丁目４番１号　国土交通大臣許可(特―18・19)第599号、株式会社植村組　代表取締役　植村　久　鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目９番８号　国土交通大臣許可（特―19）第938号、米盛建設株式会社　代表取締役　米盛庄一郎　鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目２番７号　国土交通大臣許可（般・特―19）第961号、共栄建設株式会社　代表取締役　吉永　一郎　熊本県天草市港町８番１号　国土交通大臣許可（特―22）第2292号、小牧建設株式会社　代表取締役　小牧　隆　鹿児島県鹿児島市郡元１丁目１番２号　国土交通大臣許可（般・特―19)第2911号、南生建設株式会社　代表取締役　川畑　俊彦　鹿児島県鹿児島市平之町８番13号　国土交通大臣許可（特―21）第3015号、丸福建設株式会社　代表取締役　谷口　明広　鹿児島県鹿児島市易居町４番３号　国土交通大臣許可（特―22）第3813号、株式会社池畑組　代表取締役　川内　光昭　鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地26　国土交通大臣許可（特―22）第3845号、株式会社森山（清）組　代表取締役　森山　豊治　鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目13番25号　国土交通大臣許可（般・特―18）第4024号、洌上建設工業株式会社　代表取締役　洌上平八郎　鹿児島県大島郡徳之島町亀津5150番地　国土交通大臣許可（般・特―19・20）第10084号、村上建設株式会社　代表取締役　村上慎一郎　鹿児島県奄美市名瀬小浜町29番９号　国土交通大臣許可（般・特―20）第18000号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

土木工事業及びしゆんせつ工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注１）「土木工事業及びしゆんせつ工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事及びしゆんせつ工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成23年２月17日から平成23年３月18日までの30日間

４　処分の原因となった事実　株式会社渡辺組、株式会社植村組、米盛建設株式会社、共栄建設株式会社、小牧建設株式会社、南生建設株式会社、丸福建設株式会社、株式会社池畑組、株式会社森山（清）組、洌上建設工業株式会社及び村上建設株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成18年４月１日以降、鹿児島県が一般競争入札若しくは指名競争入札又は見積り合わせによる随意契約の方法により発注する海上工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

これが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成22年11月９日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第２０５３号

栃木県鹿沼市下南摩町437番地
申立人　渡辺　利雄
本籍栃木県鹿沼市西鹿沼町９番地１、最後の住所栃木県鹿沼市下田町１丁目1026番地、死亡の場所栃木県下都賀郡壬生町、死亡年月日平成21年１月17日、出生の場所栃木県上都賀郡鹿沼町、出生年月日昭和23年３月１日、職業病院職員
被相続人　亡　松永ふみ子
事務所宇都宮市松原３―７―17　２階　太田うるおう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　太田うるおう
宇都宮家庭裁判所

平成２２年（家）第１５１２７号

東京都中央区晴海１丁目８番10号トリトンスクエアＸ棟
申立人　ＣＦＪ合同会社
本籍新潟県新潟市西蒲区曽根196番地、最後の住所新潟県新潟市西蒲区曽根387番地、死亡の場所新潟県新潟市西蒲区、死亡年月日平成22年３月６日、出生の場所新潟県西蒲原郡巻町、出生年月日昭和32年４月14日、職業会社員
被相続人　亡　渡邉　修一
事務所新潟県新潟市中央区西堀通七番町1555番地　日生第５ビル５階
相続財産管理人　弁護士　伊原真千子
新潟家庭裁判所

平成２３年（家）第１５００３号

新潟県新潟市中央区西堀通五番町855番地１
申立人　新潟信用金庫
本籍新潟県新潟市中央区和合町３丁目６番、最後の住所新潟県新潟市中央区本町通11番町1820番地イレブンアームス301号、死亡の場所新潟県新潟市中央区、死亡年月日平成22年10月７日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和40年８月６日、職業飲食店経営
被相続人　亡　石崎　和彦
事務所新潟県新潟市中央区東堀前通１番町343番地　東堀ビル803号
相続財産管理人　弁護士　川端　大輔
新潟家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２３年（家）第６５号

旭川市宮下通５丁目4152番地の１セレブ北彩都606号室
申立人　万字　達
本籍北海道旭川市大町２条14丁目92番地53、最後の住所旭川市大町２条14丁目92番地の307相川病院第２寮、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日平成20年８月17日、出生の場所樺太真岡郡真岡町、出生年月日大正９年９月15日、職業無職
被相続人　亡　畑谷　シサ
催告期間満了日　平成23年８月31日
旭川家庭裁判所

平成２３年（家）第１８５号

名古屋市中区丸の内１丁目７番25号　ＴＯＷＥＲ　ＯＦ　ＳＴＲＩＮＧＳ４階　名古屋丸の内・成瀬法律事務所
申立人　成瀬　隆
本籍名古屋市中区栄３丁目25番地、最後の住所名古屋市中区富士見町７番28号ライオンズマンション富士見町602号、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日平成21年12月19日頃、出生の場所名古屋市西区、出生年月日昭和10年４月10日、職業無職
被相続人　亡　渡邉　陽子
催告期間満了日　平成23年８月31日
名古屋家庭裁判所